

「大阪府 20 世紀美術コレクション」の
中長期的な活用・保全に関する計画
(素案)

令和8(2026)年3月

大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課

目次

第1章 大阪府 20 世紀美術コレクションの概要	1
1-1 コレクションの内訳.....	1
(1) コレクションの分野別内訳.....	1
(2) 関西の現代作家コレクション.....	1
(3) 世界の現代美術コレクション(大阪トリエンナーレ他)	2
(4) 現代写真コレクション	2
(5) 現代版画コレクション	2
(6) その他のコレクション	2
1-2 作品収集の経緯	3
(1) 美術館構想以前.....	3
(2) 美術館構想	3
(3) 作品収集基本方針.....	3
(4) 美術館構想の廃止	4
第2章 活用状況	4
2-1 外部展示	4
(1) モノレール美術館(吹田市ほか)	4
(2) りんくう現代美術空間[RCAS](泉佐野市)	5
(3) 大阪港海岸通りギャラリー[CASO](大阪市港区)	5
(4) COCOA(大阪府中央区)	5
(5) 万博記念公園[現代美術の森](吹田市)	5
(6) その他.....	5
2-2 大阪府所蔵美術作品活用活性化事業.....	6
(1) 令和6(2024)年度 of 取組み.....	6
(2) 令和7(2025)年度 of 取組み.....	6
2-3 Web 上での展示(大阪バーチャル美術館(enoco+))	6
(1) バーチャルギャラリー	7
(2) デジタルアーカイブ	7
第3章 これまでの保全状況	7
3-1 保管場所の推移	7
3-2 大型作品の保管場所	7
3-3 保管状態に関する調査	8
第4章 これまでの活用・保全に関する検討	8
4-1 検討に至る経緯.....	8
4-2 大阪府 20 世紀美術コレクションの活用・保全について(アート作品の活用・保全に向けた最終報告)..	8
4-3 最終報告での指摘と現在の対応状況	8
(1) 展示について	8
(2) 保管について	9

(3) 維持管理について	9
第5章 今後の活用の取組み	10
5-1 府内各地における展示	10
5-2 「ATC アートウィンドウ」での展示	10
5-3 Web 上での展示	10
5-4 コレクション周知の取組み	10
第6章 今後の保全の取組み	11
6-1 enoco 指定管理者による状態確認	11
6-2 新たに設置した収蔵庫での保管	11
6-3 長期展示中の作品の取扱い	11
6-4 作品の修復	11
第7章 これからの検討課題	11
7-1 新たな活用・保全の取組みの可能性	11
7-2 コレクションの今後	12
7-3 本計画の見直し	12
参考資料	
1 大阪府 20 世紀美術コレクションの概要	
2 作品の収集と enoco 開館までの活用・保全場所に係る経緯	
3 大阪府 20 世紀美術コレクションの内訳	
4 大阪府 20 世紀美術コレクションの展示・保管の状況	
5 大阪府所蔵美術作品活用活性化事業の実績	
6 大型作品の保管場所の経緯	
7 大型作品の保管状態	
8 大阪府 20 世紀美術コレクションの活用・保全について(アート作品の活用・保全に向けた最終報告)	
9 今後の取組み予定	
10 大阪府「所蔵美術作品の活用・保全等に関する実態調査業務」アンケート調査結果	

第1章 大阪府 20 世紀美術コレクションの概要

1-1 コレクションの内訳

(1) コレクションの分野別内訳

府が所蔵する美術作品（大阪府 20 世紀美術コレクション、以下「コレクション」という）は、全 7,885 点からなり、その内訳は以下の表のとおりである。

これらは主に、関西を拠点に戦後日本の美術界で活躍した現代美術作家の作品を集めた「関西の現代作家コレクション」約 4,500 作品、平成 2(1990)年から平成 13(2001)年まで開催していた「大阪トリエンナーレ」の受賞作品を中心とした「世界の現代美術コレクション(大阪トリエンナーレ他)」約 300 作品、「現代写真コレクション」約 1,560 作品、「現代版画コレクション」840 作品、「その他のコレクション」約 700 作品で構成されている。

	作品数（構成比）	取得の方法	
		購入	寄贈・寄託
絵画	4,223(54%)	273	3,950
写真	1,558(20%)	54	1,504
版画	1,295(16%)	792	503
書	375(5%)	157	218
彫刻	235(3%)	89	146
ポスター	108(1%)	0	108
陶磁器	91(1%)	0	91
合計	7,885(100%)	1,365	6,520

(2) 関西の現代作家コレクション

国立国際美術館や大阪府立現代美術センター(※1)が開催した、関西の現代美術作家の展覧会の出品作品等。関西を拠点に戦後日本の美術界で活躍した現代美術作家やその遺族等から寄贈や購入などにより収集した作品が含まれる。

【主な作家】

須田剋太（司馬遼太郎「街道をゆく」の挿絵原画で有名）

津高和一（ニューヨーク現代美術館やサンパウロ現代美術館などにも作品が所蔵）

三尾公三（雑誌「focus」の原画）

金光松美（ニューヨークで活躍した日系アメリカ人画家）

元永定正（具体美術協会で活躍）

※1 大阪府立現代美術センター(昭和 55(1980)年－平成 24(2012)年設置)

公募展の主催や新進作家を紹介する展覧会企画、ヨーロッパ諸国との芸術家交流事業など新しい才能の発掘と、国内外の美術情報の提供を主な目的として運営していた府営施設。

(3) 世界の現代美術コレクション(大阪トリエンナーレ他)

平成 2(1990)年から平成 13(2001)年までの間、毎年開催した、国際現代造形コンクール「大阪トリエンナーレ」の受賞作品等。東欧・アジア・アフリカ・ラテンアメリカ・オーストラリア・日本など世界各国の様々な作家の作品(絵画・版画・彫刻)を幅広く集めている。

【主な作家】

アンゲリカ・ミゲンドルフ(ドイツ・ロシアで活躍)

イマンツ・ティラース(オーストラリアで活躍)

張敏傑(中国の伝統を現代美術に活かした作品を制作)

ランバート・モラロキ&ブリジッド・ハーテル(南アフリカで活躍)

(4) 現代写真コレクション

平成 2(1990)年、大阪市鶴見緑地公園で開催された国際花と緑の博覧会(花博)の「花博写真美術館」パビリオンにおいて写真の展覧会が開かれた。この展覧会の出品作品について、当時の出展委員会から寄贈を受けたもの。

【主な作家】

岩宮武二(戦後の関西で活躍した写真家)

津田洋甫(戦後の浪華写真倶楽部を牽引)

(5) 現代版画コレクション

大阪府立現代美術センターが開催した「現代版画コンクール」等の出品作品等。

【主な作家】

前田藤四郎(昭和の大阪・神戸のモダニズム版画)

浅野竹二(新大阪風景)

(6) その他のコレクション

平成 4(1992)年に、スペイン・セビリヤの万国博覧会場内の日本政府館で開催された「サイエンスアート」展の出品作品や、田中一光によるポスター、ホルガー・マティスによる円筒形のポスターをはじめ、平成 12(2000)年 12 月に開催した一般公募絵画コンクール「屏風に描く大阪ビジョン 21」展の受賞作品や、国際花と緑の博覧会(花博)のパビリオン「花博いちょう館」に出品された陶磁器や書といった作品を幅広く収集。

【主な作家】

石井勢津子（ホログラフィアートの先駆者）
田中一光（ニューヨーク ADC 殿堂入り、紫綬褒章受章）
福本 繁樹（染色家）
酒井田柿右衛門（重要無形文化財「色絵磁器」の保持者）
杉岡華邨（かな書の第一人者）

1-2 作品収集の経緯

(1) 美術館構想以前

大阪府は昭和 49(1974)年、「大阪府民ギャラリー」を大阪市北区堂島の堂島タケナカホール内に置き、昭和 55(1980)年には「府立現代美術センター」と名称を変更するとともに住友中之島ビル内に移転した。現代美術センターでは、「現代美術コンクール」など公募展の主催や新進作家を紹介する展覧会企画、ヨーロッパ諸国との芸術家交流事業などを実施し、コンクール受賞作品等、約 2,000 点の作品を収集した。

(2) 美術館構想

大阪府では、平成 3(1991)年 9 月に策定された「府新総合計画（9 月策定）」において、美術館構想を盛り込み、「大阪府議会平成 3 年 9 月定例会」の府政運営方針にて、知事がある実施を正式に表明した。

具体的な内容は、敷地面積 5,000 m²（延床面積約 40,000 m²）で、現代美術の常設展示室をはじめ、デザインの展示室や芸術情報コーナー、ホール（約 400 席程度）を備えた複合的芸術文化施設「現代芸術文化センター」（美術館）の建設であった。

現在、府が所蔵している美術作品の多くは、この「現代芸術文化センター」に収蔵されることを予定して、収集されたもの。

(3) 作品収集基本方針

府立現代美術センターは、平成 12(2000)年には大阪府新別館に再移転した。この間、「現代芸術文化センター(仮称)現代美術作品収集基本方針」を策定し、収集する作品の充実を図るため、平成 2(1990)年から平成 13(2001)年まで 10 回にわたり、国際現代造形コンクール「大阪トリエンナーレ」を開催するとともに、概ね平成 4(1992)年から平成 10(1998)年にかけて、国立国際美術館等とともに開催した企画展の出品作品を購入する等により、作品収集を行った。

<作品収集の基本方針>

【収集対象】

- ・現代美術の表現技法の多様化に則し、多岐ジャンル（絵画、彫刻、版画など）に渡る作品を幅広く収集
- ・日本の現存作家（①戦後の現代美術の流れを展望、②先鋭・清新な中堅・新進作家）の作品を収集
- ・その他、欧米・アジアなど海外の優れた現代美術作品を収集

【収集手続き】

- ・作品収集選定委員会へ作品選定を諮問。収集委員の意見のうち過半数の意見が収集可である場合のみ、収集可と判断
- ・作品評価委員会による評価額を購入上限額として設定

（4）美術館構想の廃止

作品収集が進められた一方で、美術館構想は進展せず、大阪府の財政状況悪化に伴い、平成 8 (1996) 年に「大阪府行政改革大綱」により事業は凍結、さらに、平成 13(2001)年に「大阪府行財政計画(案)」において美術館構想が廃止されたため、新たな作品の収集は、原則、平成 13(2001)年以降は行われていない。

第2章 活用状況

2-1 外部展示

美術館構想の事業凍結・廃止に伴い、大阪府は、コレクションを展示する施設がない状況でも、その鑑賞機会を提供できるよう取組むこととなった。平成 8 (1996)年から、コレクションの貸出事業を開始し、オフィスビルやホテル、大学、会議場、研修所、病院などを中心に、積極的に作品の展示・貸出を行った。

多くの府民等に作品鑑賞の機会を提供している一方、長期に渡り展示が続いていることから、展示替えや修復が必要な作品が多い。

なお、現在、貸出事業はコレクションの保管・管理・活用を担う大阪府立江之子島文化芸術創造センター（通称 enoco）の指定管理者が実施している。

（1）モノレール美術館（吹田市ほか）

大阪トリエンナーレ等で収蔵した立体作品等を大阪モノレール各駅コンコースに展示。現在、9 駅に 22 作品を展示している。（平成 10(1998)年 6 月 1 日開設）

令和 6(1994)年度に専門家による展示状況の調査を行ったところ、ほとんどの作品で、必要な処置・修復が指摘された。中でも、地震時の危険性が指摘された作品については、現在、優先して対応を進めている。

(2) りんくう現代美術空間[RCAS](泉佐野市)

平成 12(2000)年 4 月 13 日、りんくうタウンにオープンした関西エアポートワシントンホテル内に約 1,000 m²の展示場を設置し、大阪トリエンナーレ等で収集した作品を展示した。平成 21(2009)年からは展示室を閉鎖し、収蔵庫として活用するとともに、ホテル側壁面に一部の作品を展示することで、展示と保管の両方の機能を持つ空間として活用を行った(平成 24(2012)年 4 月の府立江之子島文化芸術創造センター(enoco)開設時に保管作品を移動して閉鎖)

(3) 大阪港海岸通りギャラリー[CASO](大阪市港区)

美術品収蔵庫の機能に加え、展示スペースを整備した倉庫((株)住友倉庫所有)。以前から(株)住友倉庫の川口トランクルームに保管していた作品を移転し、作品保管と常設展示を行った。平成 17(2005)年度以降は、常設展示を廃止し、作品保管のみを行っていた。(平成 12(2000)年 9 月 30 日開設。平成 24(2012)年 4 月の enoco 開設時に保管作品を移動して閉鎖)

(4) COCOA(大阪市中央区)

大阪府庁本館 1 階から 3 階の吹抜付近に『現代美術の回廊-ココア [COCOA] The Corridor of Contemporary Art -』として、須田剋太、津高和一、齋藤真成の作品を展示している。(平成 17(2005)年 5 月 9 日開設)

(5) 万博記念公園[現代美術の森](吹田市)

日本万国博覧会開催 35 周年を記念して、平成 17(2005)年に、万博記念公園の自然文化園内に「現代美術の森」をオープンした。「大阪トリエンナーレ」の受賞作品など、立体彫刻 13 点を展示している。

令和 6(2024)年度に専門家による展示状況の調査を行ったところ、展示中の全作品で、必要な処置・修復が指摘された。

(6) その他

大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター等の医療機関や大阪大学コンベンションセンター、大阪大学国際公共政策研究科棟(OSIPP)等の教育機関、リーガロイヤルホテルや大阪アカデミアなどの宿泊施設、大阪府立国際会議場(グランキューブ)等では、展示期間を定めず、長期間にわたって作品の貸出・展示が続いている。

なお、大阪国際がんセンターや日本生命病院、大阪労災病院等では、指定管理者が定期的な展示替えを行いながら、作品の貸出展示を行っている。

2-2 大阪府所蔵美術作品活用活性化事業

コレクションを府内各地に展示し、府民の身近な場所での鑑賞機会の提供を図るとともに、観光資源としての活用を図ることで、大阪府を訪れる観光客の増加につなげることを目的に、令和6(2024)年度から新たな展示場所の開拓や展示場所の整備等を行っている。また、本事業の一環として、万博での展覧会を開催した。

(1) 令和6(2024)年度の取組み

大阪府立中央図書館や曾根崎地下歩道等、府内6か所において18作品を展示するとともに、令和7(2025)年度に開催する万博での展覧会に向けて、展示候補作品の選定等を行った。

また、万博記念公園・大阪モノレール駅舎・大阪公立大学で長期にわたり展示されている61作品について、清掃・洗浄・展示状態の点検等を実施した。

(2) 令和7(2025)年度の取組み

京阪電鉄中之島線大江橋駅やOsaka Metro千日前線野田阪神駅などの公共交通機関の施設で新たに作品を展示するとともに、大阪・関西万博会場内で令和7(2025)年9月13日(土)～15日(月・祝)に「大阪府20世紀美術コレクション BODERLESS 展」を開催し、3日間で11,000人を超える来場者があった。

また、コレクションの鑑賞を促進するためのイベントとして、令和7(2025)年8月13日(火)～11月3日(月・祝)の期間、府内の展示場所をめぐるスタンプラリーを実施し、延べ1,000人を超える参加者があった。

さらに、令和8(2026)年1月31日(土)～2月23日(月・祝)に、万博のレガシーを引き継ぎつつ、次世代へと美術の魅力を発信するため、大阪・南船場のオーガニックビルにおいて「Osaka ± Legacy 展」を開催し、万博での展覧会で展示された作品の中から厳選した11作品を展示した。

あわせて、咲洲庁舎等3か所で、より良い鑑賞環境を提供するため、キャプションの充実等リニューアルを行った。

2-3 Web上での展示(大阪バーチャル美術館(enoco+))

令和5(2023)年度より令和7(2025)年度までの3年間で、国内外に現代美術や大阪の魅力を効果的に発信するとともに、万博の機運醸成や来場促進、大阪への誘客を図ることを目的に「大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業」を実施。インターネット上で、展覧会を鑑賞しているような体験ができるバーチャルギャラリーやコレクションのデジタルアーカイブを掲載コンテンツとする「大阪バーチャル美術館(enoco+)」を、万博500日前にあたる令和5(2023)年11月30日に開設した。

(1) バーチャルギャラリー

Matterport（マターポート）をプラットフォームとした、13の展示室において約300点の作品を3D空間に展示している。令和7(2025)年度は、万博会場で開催した「大阪府20世紀美術コレクション BORDERLESS 展」を3Dで再現した展示室等を追加した。

(2) デジタルアーカイブ

コレクション全作品について、基本情報やサムネイル画像を掲載し、フリーワードやジャンル、制作年などで作品を検索、閲覧することができる仕組みを構築している。

第3章 これまでの保全状況

3-1 保管場所の推移

収集された作品は、現代美術センターの収蔵庫や借り上げの民間倉庫において保管されていたが、平成12(2000)年からは展示と保管の両方の機能を持つRCAS・CASOにおいても作品を保管してきた。enocoが開館した平成24(2012)年以降は、展示中の作品を除き、所蔵作品のほとんどがenocoの収蔵庫に保管されている。

3-2 大型作品の保管場所

大型作品については、平成16(2004)年にはCASO・RCASで保管されていた。平成17(2005)～19(2007)年にはCASOから、一部の作品が旧職員会館（講堂）へ移転しており、平成23(2011)年までには、RCASからも一部の作品が旧職員会館（講堂）へ移転している。その後、旧職員会館（講堂）の利用中止に伴い、保管されていた123作品が、咲洲庁舎（2階・10階）へ移動。平成29(2017)年には、咲洲庁舎への宿泊施設の入居に伴い、当面の間という前提で、咲洲庁舎内の地下駐車場に105作品が保管されることとなった。

地下駐車場で作品が保管されていたことが、令和5(2023)年7月24日付新聞報道により、広く世の中に知られることとなった。同年9月中に、新たな保管場所（施錠ができ、関係者以外の立ち入りができない府有施設）へ暫定的な移転を行った。その後、安定して作品を保管できる場所として、令和7(2025)年度に、大阪市住之江区ATC内に新たに展示・保管の拠点を設け、その保管スペースに作品を移動したところである。

3-3 保管状態に関する調査

咲洲庁舎の地下駐車場に保管されていた作品については、その保管状態について、2回にわたり専門家による調査を実施した。

1回目は、令和5(2023)年9月に実施し、地下駐車場に作品が保管されている状態の作品について、その環境や環境が作品に与えた影響等を調査した。この調査では、作品の発錆が地下駐車場に保管されて以降急速に進行したと考えられる、との報告がなされ、地下駐車場で作品を保管すべきではないことが指摘され、同月中に暫定的な移転を行った。

2回目は、令和6(2024)年2月に実施し、咲洲庁舎地下駐車場から移転させた作品について、1作品毎に作品の状態を点検した。この点検では、修復すべき変形・溶接破断や部品の脱落が生じている作品や、黴の発生が顕著となっている作品等があることが判明した。

第4章 これまでの活用・保全に関する検討

4-1 検討に至る経緯

作品保管に関する新聞報道が行われた後、知事より、コレクションの活用・保全について、専門家等の意見を踏まえて検討するよう指示があり、令和5(2023)年8月より、府の特別顧問・特別参与を含む美術の専門家等から意見の聴取を行い、報告書を取りまとめた。

4-2 大阪府 20 世紀美術コレクションの活用・保全について(アート作品の活用・保全に向けた最終報告)

美術の専門家等からの聴取した意見を文化課がとりまとめ、令和6(2024)年7月に「大阪府 20 世紀美術コレクションの活用・保全について(アート作品の活用・保全に向けた最終報告)」として公表した。

この最終報告では、活用と保全の現状を評価するとともに、現状の課題や活用・保全に向けて取り組むべき事項、継続的な実施体制を構築する必要性等が指摘された。

4-3 最終報告での指摘と現在の対応状況

(1) 展示について

展示について、最終報告では、大阪府の文化施設である enoco は規模が小さく、常設のコレクションの展示場所はごく一部に限られていること、また、貸出事業の実施等により、一定数の作品が展示されているものの、作品の魅力や作品展示に関する取組みの情報発信が十分とは言えないことを指摘されている。

また、一部の作品について、展示している作品に修復等が必要な状態にあるにも関わらず、修復が行われていない旨も指摘されている。

さらに、周辺の雰囲気との調和がとれた展示環境を整えること、作品の清掃など、展示作品の維持管理

についても留意することが挙げられている。

上述の課題については、最終報告を発表した令和 6(2024)年度から、順次、対応を進めているところ。

作品の魅力や展示に関する情報発信については、大阪バーチャル美術館における展示 MAP の掲載、SNS を用いた作品紹介と展示場所の紹介等の取組み等を行っているが、その発信力は限定的であり、より一層の工夫が必要である。

また、作品の魅力を伝えるためには、展示作品毎にわかりやすいキャプションを設置することが効果的であるが、設置できているのは令和 6(2024)年度以降に新たに展示した作品等、ごく一部に留まっている。

展示作品の修復については、令和 6(2024)年度に実施した調査により、長期間展示されている作品の多くでその必要性が指摘されるとともに、一部の作品については、展示の継続が適切ではない、との調査結果が出ており、予算の範囲内ではあるが、展示の継続が適切ではないとされた作品を収蔵庫へ移動させる取組みに着手している。

(2) 保管について

最終報告では、保管の課題として、enoco の収蔵庫で保管できない一部の作品について、保管場所が何度も変更され、安定的に保管できる場所の確保できていないことが挙げられた。

この課題については、令和 7(2025)年度に ATC に収蔵庫を設置することで、一定の解決を図ったところであるが、賃貸契約によって確保しており、永続的に保管できる場所ではない。

また、作品の保管においては、日常的に作品の状態を点検・清掃する体制が必要であり、現在は、その役割を府が雇用した学芸員が担っていることから、物理的な場所だけでなく継続的な人材の確保も必要である。

(3) 維持管理について

維持管理の課題として、最終報告において、保管・維持管理にかかる予算が確保されていないこと、令和 2(2020)年度以降、コレクションの調査・研究を専門的に行う学芸員が配置されておらず、コレクションに関する施策を構築・判断する体制が不十分な状態であることが指摘された。また、美術館構想を廃止した際に収集したコレクションに関する長期的な方針を定めておらず、方針に則った管理体制が構築されていないことも挙げられている。

予算については、令和 6(2024)年度から、コレクションの活用・保全に関する事業を実施し、一定の予算額を確保し、その中で令和 7(2025)年度から非常勤学芸員 2 名がコレクションの活用・保全に関する専門的な業務に従事している。コレクションに関する長期的な方針については、本計画や今後策定する作品修復の計画等をもって、その対応を検討していく。

なお、コレクションの維持管理に必要な情報の管理については、大阪バーチャル美術館のデジタルアーカイブと連動する形で、令和 7(2025)年より、収蔵品管理システムとして「I.B.MUSEUM」を導入したが、作品の基本情報や展示歴等の不足が数多く確認されている。このため、enoco とも連携しながら、今後、適切な管理を行っていく。

第5章 今後の活用の取組み

5-1 府内各地における展示

展示場所の開拓を行い、毎年度 20 作品を新たに展示するとともに、展覧会を府内のギャラリーや催事スペース等で定期的実施することで、コレクションの鑑賞機会を継続して提供していく。展示にあたっては、必要な機能を有する展示ケースを設置する等、作品状態を適切に保つための環境を整えるほか、撮影や画像利用等について必要な著作権処理を行うとともに、コレクションに対する興味を高め、かつ、わかりやすいキャプションを作成する等、より良い鑑賞機会を提供できるよう取り組んでいく。

また、enoco 指定管理者においても、コレクションの展覧会を実施する等、展示に関する取組みを引き続き、実施していく。

5-2 「ATC アートウィンドウ」での展示

新たに ATC に設置した収蔵庫では、外側に展示スペースを設け、「ATC アートウィンドウ」として公開している。外から作品を鑑賞する、という制約があるものの、常時、絵画等のコレクションを鑑賞いただけるスペースであることから、定期的に展示替えを行い、訪れた人により多くの作品を鑑賞いただけるよう取り組んでいく。

5-3 Web 上での展示

「大阪バーチャル美術館」を継続して運営することで、バーチャル空間における、約 300 点の作品展示を継続するとともに、デジタルアーカイブにより、作品画像や作品の基本情報を公開し、コレクションの存在を効果的に PR していく。また、府内各地における作品の展示場所や展覧会の開催情報等、実際に作品を鑑賞できる機会についても、情報を発信し、実作品展示とバーチャル空間上での作品展示を連動させて、コレクションの魅力をオンライン上で発信していく。

5-4 コレクション周知の取組み

より多くの方に大阪府のコレクションを知っていただくための様々な取組みを継続的に行っていく必要がある。例えば、令和 7(2025)年度に実施した、府内各地の展示場所をめぐるスタンプラリーでは、約 3 カ月の実施期間で延べ 1,141 人の参加者があり、一定の効果があったと考えられる。今後、この結果を踏まえ、コレクションの周知に効果的な企画内容などについて、検討を進めていく。

第6章 今後の保全の取組み

6-1 enoco 指定管理者による状態確認

enoco 指定管理者が、その指定期間（令和4(2022)～8(2026)年度）で、所蔵する全作品について、修復の有無等を確認している。令和7(2025)年6月末時点で、4,435作品について状態確認をおえているが、このうち、約15%にあたる673作品については修復が必要という状況である。

6-2 新たに設置した収蔵庫での保管

新たにATCに設置した収蔵庫では、咲洲庁舎地下駐車場で保管していた作品を中心に約100作品を保管している。今後は、府で雇用した学芸員が清掃等を行い、作品の適切な保管を行い、現状を維持するよう保管・保全を行う。

6-3 長期展示中の作品の取扱い

長期展示を行っている作品の中には、展示を継続することが適切ではない作品が多い。これらの作品については、順次、引上げを行えるよう、その保管場所の確保とあわせて努めていく。

6-4 作品の修復

現在、展示中の作品や令和6(2024)年度以降、予算確保を行った「所蔵美術作品活用活性化事業」において新たに展示を行う作品など、予算の範囲内で必要に応じて、修復を進めている。これ以外の作品については、enoco 指定管理者による状態確認が終了する令和9(2027)年3月以降に、修復の手法や費用、取り組む順番等の整理を含めた修復計画を検討する予定である。

第7章 これからの検討課題

7-1 新たな活用・保全の取組みの可能性

令和7(2025)年度に他都道府県の美術館等に対してアンケートによる、活用手法事例調査を行ったところ、美術館以外での長期展示や事業所等への貸出等、府において、既に取り組んでいる手法が大半であった。府が実施していない事例としては、貸出用の所蔵作品の展示企画を用意しておきセットで貸し出す取組みや外部展示で利用する専用展示ケースの開発等があり、これらは、今後、実施を検討する可能性を有している。

あわせて、コレクションの活用・保全を行う前提として、コレクションに関する情報の整理も不可欠であり、令和6(2024)年に導入した収蔵品管理システム「I.B.MUSEUM」やシステム連動させている大阪バーチャル美術館のデジタルアーカイブをどのように運用していくか、今後、検討が必要である。

7-2 コレクションの今後

コレクションについては、今後、作品の修復、寄託作品への対応などを行っていく必要がある。

作品の修復については、「6-4 作品の修復」に記載のとおり、令和9(2027)年3月以降に、その計画について検討を行う。寄託作品については、今後、作品の状況や作家・著作権者との連絡手法等について整理を行う。

なお、各種文献やアンケート調査を行った結果、他機関の事例では、幾つかの作品譲渡や売却する事例などが判明しているが、いずれも個別の事情があって実現したものであり、その実施は容易ではない。

例えば、海外美術館では、厳格なルールを設定した上で、作者・著作権者の同意のもと、所蔵美術作品の売却が行われているが、国内ではそうした考え方が一般的ではない。また、売却が可能な作品は、状態が良いものや著名な作者による作品であり、これらの作品を手放すことは、作品の活用を進めていくうえではマイナス効果になるという点も考慮する必要がある。

廃棄については、アンケート調査で2件の事例が判明したが、いずれもやむを得ない事情があったものであり、実施する場合、作者や著作権者等の了承を得た上で極めて慎重に行う必要がある。

廃棄を検討すべき状況としては、作品状態の悪化や安全性の問題（作品に落下や倒壊の恐れがあり、建物や鑑賞者に被害が出る可能性がある）が想定される。検討にあたっては、修復の専門家により、作品状態や修復可能性について客観的な評価を受けること等が必要と考えられる。

7-3 本計画の見直し

「6-4 作品の修復」に記載のとおり、令和9(2027)年3月まで、enoco 指定管理者による全作品の状態確認を実施中である。同項に記載の作品の修復に関する計画は、その結果を踏まえる必要があるため、状態確認が終了する令和9(2027)年3月以降に検討の上、本計画に反映させる又は新たに修復計画を策定する予定である。

また、上述した以外でも、必要に応じて、本計画の見直しを行うこととする。

参考資料

- 1 大阪府 20 世紀美術コレクションの概要
- 2 作品の収集と enoco 開館までの活用・保全場所に係る経緯
- 3 大阪府 20 世紀美術コレクションの内訳
- 4 大阪府 20 世紀美術コレクションの展示・保管の状況
- 5 大阪府所蔵美術作品活用活性化事業の実績
- 6 大型作品の保管場所の経緯
- 7 大型作品の保管状態
- 8 大阪府 20 世紀美術コレクションの活用・保全について(アート作品の活用・保全に向けた最終報告)
- 9 今後の取組み予定
- 10 大阪府「所蔵美術作品の活用・保全等に関する実態調査業務」アンケート調査結果